

守恒小学校PTA会則

第一章 総則

第一条 (名称)

本会は守恒小学校PTAと称し、事務所を同校に置く。

第二条 (目的)

本会は児童の幸福のため、学校と家庭および地域社会と緊密な関係のもとに教育的環境をよくし会員の教養を高め、親睦をはかることを目的とする。

二、本会は同校教育の向上を本旨とする団体であり、特定の政党、宗教にかたよることなく営利を目的とせず、学校の人事その他の管理事項に干渉しない。

第二章 会員

第三条 (会員)

本会は下記の項に該当する者を会員とする。

- 1 本校に在籍する児童の保護者で会の目的に賛同する者
- 2 本校に在籍する教職員で会の目的に賛同する者
- 3 本校区内に居住し、会の目的に賛同する者

第四条 (権利・義務)

会員はすべて平等の権利と義務を有し、第二条の目的を目指して活動しなければならない。
二、会員は会費を負担する。

第三章 事業

第五条 (事業)

本会は第二条の目的達成のため、下記の事業を行う。

- 1 会員の知識、教育の向上のための教育研修ならびに福祉増進に関すること。
- 2 児童の教育環境の改善に関すること。
- 3 児童の健康増進、安全に関すること。
- 4 児童の教育に関して地域の関係諸機関との関係をはかる。
- 5 その他、本会の目的達成に必要な事業。

第四章 会議

第六条 (種類)

本会の事業遂行のため、下記の機関を置く。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 監査

第七条 (任期)

機関の構成員の任期は原則として1年とする。

第八条 (総会)

本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

二、総会の成立は構成員の3分の1以上とし、委任状を認める。

議事は出席者の過半数の同意をもって可決する。

三、定期総会は毎年1回、年度初めに会長が招集する。

四、総会では下記の事項を審議する。

- 1 前年度の事業報告および決算報告
- 2 新年度の事業計画および予算決定(会費を含む)

3 役員および監査の選任

4 会則の変更

5 その他の主要事項

第九条 (臨時総会)

臨時総会は役員会が必要と認めた時、または、会員の3分の1以上の要求があった時、2週間以内に会長が招集する。

第十条 (役員会)

本会に役員会をおき、会の運営にあたる。

二、役員会は下記の役員で構成する。

- 1 会長 1名
- 2 役員 (うち若干名は監査とする)
- 3 校長・教頭・教務

三、会長は会を代表し、会合を主催する。

役員は本会の財産を管理し、予算、決算の確立を期して出納事務にあたる。

四、役員任期は2年とする。ただし、立候補は妨げない。

役員応募は全会員対象とし、毎年文書にて通知する。

修了式当日までに人員確保できない場合、抽選は行わない。

五、人権・同和教育推進活動を行う。

第十一条 (監査)

本会には監査(若干名)をおき、本会の経理および会務の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

第十二条 (特別委員会)

本会は特別委員会に守恒おやじの会を置く。

二、その他、特に必要な事項については、役員会の議決により特別委員会を設けることができる。

第十三条 (顧問)

本会には役員会の推進により顧問をおくことができる。

二、顧問は役員との諮問に応じ、助言、援助する。

第五章 経理

第十四条 (会費)

本会の経費は会費、寄付金、事業又はその他の収入によりあてる。

二、会費の徴収および負担金額は総会で定める。

第十五条 (会計年度)

本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第六章 付則

第一条 (慶弔規定)

本会の慶弔規定については次のように定める。

- ・会員本人、在籍児童が死亡した場合、弔慰金を贈り弔意を表す。
- ・その他必要と認めた場合は役員会で決定する。

第二条 (会員の個人情報の取り扱いについて)

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第三条 (施行)

この会則は昭和51年4月1日より実施する。

第四条 (改正)

- この会則は昭和56年4月18日一部改正実施する。
- 二、この会則は昭和57年4月17日一部改正実施する。
- 三、この会則は昭和59年4月21日一部改正実施する。
- 四、この会則は昭和60年4月27日一部改正実施する。
- 五、この会則は平成3年4月27日一部改正実施する。
- 六、この会則は平成8年4月19日一部改正実施する。
- 七、この会則は平成14年4月19日一部改正実施する。
- 八、この会則は平成19年4月19日一部改正実施する。
- 九、この会則は平成20年4月18日一部改正実施する。
- 十、この会則は平成22年4月19日一部改正実施する。
- 十一、この会則は平成23年4月19日一部改正実施する。
- 十二、この会則は平成24年4月18日一部改正実施する。
- 十三、この会則は平成25年4月19日一部改正実施する。
- 十四、この会則は平成31年4月20日一部改正実施する。
- 十五、この会則は令和5年4月24日一部改正実施する。

守恒小学校PTA 個人情報取扱規則

第1条 (目的)

北九州市立守恒小学校PTA(以下、「本会」という)の円滑な運営を図るため、本会が取得・保有する個人情報を適正に取扱い、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA会員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、「個人情報データベース」という)の取扱いについて定めるものとする。

第2条 (責務)

本会及び会員は、活動上知り得た個人情報を第三者に漏らさぬよう、また個人情報が記載された資料を安易に取り扱うことの無いよう、個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 (管理者)

本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

第4条 (取扱者)

本会における個人情報データベースの取扱者は、役員とする。

第5条 (秘密保持義務)

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに第三者に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条 (周知)

本規則は会員に配布する。役員会または役員引継ぎでもこれを伝えるものとする。新規の会員については規則の提示などで周知する。

第7条 (収集方法)

個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

第8条 (利用)

取得した個人情報は、次の目的において利用する。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 会員名簿の作成 | (4) 会員相互の連絡 |
| (2) PTA会費の管理 | (5) 役員等の推薦活動 |
| (3) 文書の送付 | |

第9条 (管理)

個人情報は会長または会長が指定する役員が保管するものとし、適正かつ厳重に管理するものとする。転出などで不要となった個人情報は廃棄するものとする。

第10条 (提供の制限)

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第11条 (情報の開示)

個人情報について、本人から開示や訂正を求められた場合は、適切に対応する。

第12条 (施行)

本規則は、平成31年4月20日より施行する。

第13条 (改正)

法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第6条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

この会則は、令和5年4月24日一部改正実施する。